

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和八年七月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大竹市油見二丁目七番二、八番一の一部、八番二、九番一、九番三、一〇番一、一〇番

三、一一番一、一一番三、一二番一、一三番一、一三番二、一四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区西観音町一八番四号 B J C . b l d g .

株式会社 B J C

代表取締役 大崎 慎太郎